

学校法人緑ヶ岡学園役員及び評議員の報酬支給規則

平成18年 4月 1日
制 定
理事会規則第 20号

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人緑ヶ岡学園の役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員 の 定義)

第 2 条 この規則において役員とは、理事及び監事をいう。

(支給対象役員)

第 3 条 前条に掲げる者のうち役員報酬の支給対象となる役員は、理事長、常務理事、常勤の理事及び常勤の監事とする。

2 前項の規定にかかわらず役員報酬の支給対象となる役員が学園の他の職務と兼務し、学校法人緑ヶ岡学園職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づき職員としての給与の支給を受けている場合には、理事長を除き役員報酬は支給しない。

(報酬の決定)

第 4 条 役員及び評議員の報酬は、理事会において決定する。

(役員報酬の額)

第 5 条 役員報酬の額は毎月定額とし、期末手当及びその他の手当は職員給与規程に定める範囲内で理事会に諮り、支給することができる。

2 役員報酬の額は、別表1に定める額を上限とする。

3 役員報酬の支給日、控除等は学校法人緑ヶ岡学園職員給与規程を準用する。

(役員報酬の特例)

第 6 条 第3条第1項の規定にかかわらず、非常勤の監事が当学園の監査を実施した場合には、別表2の報酬を支給する。

(会議出席報酬)

第 7 条 非常勤役員及び評議員が会議に出席したときは、会議1回につき別表3の会議出席報酬を支給する。ただし、学園の他の職務と兼務している場合には、支給しない。

(改廃の手続)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成 5年6月1日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和 4年4月1日から施行する。

別表 1

役員報酬額

職 名	役員報酬月額
理 事 長	400,000円
常務理事	300,000円
理 事	200,000円
監 事	200,000円

別表 2

監査報酬額

区 分	監査報酬額
日 額	10,000円

別表 3

非常勤役員及び評議員の会議出席報酬

対 象 者	会議 1 回につき
非常勤役員及び評議員	5,000円